平成２５年（フ）第３４号
山口市阿知須3476番地、前住所山口県宇部市上条４丁目３番29―202号
破産者　江本　真治
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第８３３号
札幌市厚別区厚別北１条３丁目２番６号
破産者　佐々木雅広
1　破産債権の届出期間　平成26年12月22日まで
2　一般調査期日　平成27年２月４日午後３時
平成26年12月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５４号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番64号
破産者　株式会社シー・アイ・エス
1　破産債権の届出期間　平成27年１月６日まで
2　一般調査期日　平成27年２月２日午後３時30分
平成26年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６６号
大阪市平野区加美北１丁目４番24―505号
破産者　藤原　文彦
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午後３時30分
平成26年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９１号
神戸市中央区琴ノ緒町１丁目１―315
破産者　株式会社ジェイエヌハウス
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年２月５日午後２時15分
平成26年12月２日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４号
埼玉県朝霞市宮戸４―13―17株式会社ティーディーイー、住民票上の住所山形県最上郡真室川町大字及位286番地
破産者　高橋　義昭
1　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
2　一般調査期日　平成27年２月３日午前11時15分
平成26年12月２日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２
破産者　岩根　正師
1　破産債権の届出期間　平成27年１月15日まで
2　一般調査期日　平成27年２月２日午前10時10分
平成26年12月１日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
さいたま市見沼区深作２―６―13　中山大造方、住民票上の住所さいたま市見沼区東大宮５丁目43番地15
破産者　中山　達也
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月２日午後３時30分
平成26年12月１日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５５１号
大阪府吹田市古江台４丁目１番３―107号
破産者　中谷　敏勝
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年２月19日午後３時30分
平成26年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７号
京都府京丹後市網野町新庄772番地
破産者　株式会社有機ＪＡＳ　ＨｉＲａＮｏ
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年３月３日午後２時30分
平成26年12月３日　京都地方裁判所宮津支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４１号
山口市平井1583番地１　サンパティーク205
破産者　藤田栄美子
異議申述期間　平成27年１月28日まで
平成26年12月３日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６９５号
千葉市中央区院内２丁目12番12号
破産者　内山健治郎
免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
平成26年11月26日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第３号
長崎市小ヶ倉町３丁目76番地145
清算株式会社　長崎米穀株式会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　弁済額
清算株式会社は、全ての協定債権者に対し、各協定債権額の21.459％の割合による金員を支払う（１円未満の端数は四捨五入する）。
2　弁済の時期
清算株式会社は、協定債権者に対し、協定認可決定確定後１ヶ月以内に、前項記載の各金員を弁済する。
3　債務免除
清算株式会社は、前記第１項及び第２項にしたがった弁済を行ったときには、協定債権者から、協定債権合計額より第１項記載の弁済額を控除した残額全額につき、債務の免除を受ける。
4　追加弁済
代表清算人は、前記第１項及び第２項にしたがった弁済を行った後、清算株式会社に新たな財産が発見され、協定債権者に対し弁済を行うべき場合には、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額に応じて支払う（１円未満の端数は四捨五入する）。この場合においては、清算株式会社が前項の規定により受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で、効力を失うものとする。
5　弁済の場所
協定による弁済は、特別清算人代理人の事務所（長崎市中町２番２号興士会館９階・山下誠法律事務所）において行う。
ただし、協定債権者から書面により特定の金融機関の口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
長崎地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２４号
千葉県東金市極楽寺827番地７
再生債務者　坂田　壽生
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月８日から平成27年１月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第３９号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―126
再生債務者　中畠　幸雄
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月５日から平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部